

地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会

◇根拠 児童福祉法（以下、児福法）第8条【中核市必置義務】

※社会福祉法（以下、社福法）第12条の規定により、
社会福祉審議会児童福祉専門分科会として設置

- ◇機能 ○児童福祉に関する事項
・児童福祉に関する事項の調査審議
（社福法第12条第1項）
・児童福祉施設の事業停止命令に関する意見聴取
（児福法第46条第4項）
・無認可児童福祉施設等の事業停止又は施設閉鎖
命令に関する意見聴取（児福法第59条第5項）
○母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議
（母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条）
○母子保健に関する事項の調査審議
（母子保健法第7条）
○知的障害者の福祉に関する事項の調査審議
（児福法第8条第2項） 等

◇構成 ○児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者
及び学識経験のある者
（児福法第9条第1項）

川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

◇根拠 川越市社会福祉審議会条例（以下、条例）

◇機能 地方社会福祉審議会児童専門分科会の機能に加え、
地方版子ども・子育て会議の機能、幼保連携型認定
こども園に関する審議会の機能を持つ

◇定数 社会福祉審議会の定数は50人以内（条例第3条）

◇委員 20人

◇任期 2年（条例第4条第1項）

地方版子ども・子育て会議

◇根拠 子ども・子育て支援法（以下、法）第72条【努力義務】

- ◇機能 ○特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見聴取
（法第31条第2項、法第72条第1項第1号）
○特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見聴取
（法第43条第3項、法第72条第1項第2号）
○市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更時の意見聴取
（法第61条第7項、法第72条第1項第3号）
○市町村における子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し、必要な
事項及び施策の実施状況の調査審議
（法第72条第1項第4号）

◇構成 法律上の規定は無いが、国の子ども・子育て会議の構成を参考に、教育・保育
両分野の関係者を入れ、子育て当事者の参画に配慮する等、バランスよく
幅広い関係者を集める。

【参考】（国）子ども・子育て会議：
子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を
代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て
支援に関し学識経験のある者

◇定数 法律上の規定無し

◇任期 法律上の規定無し

幼保連携型認定こども園に関する審議会

◇根拠 認定こども園法
（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律。
以下、法）第25条【中核市必置義務】

- ◇機能 ○幼保連携型認定こども園の認可に関する意見聴取（法第17条第3項）
○幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖の命令に関する意見聴取
（法第21条第2項）
○幼保連携型認定こども園の認可取消しに関する意見聴取（法第22条第2項）

◇構成 法律上の規定はないが、教育又は保育に係る有識者など関係者をバランスよく
選出すること。

※必ずしも新規設置する必要はなく、既存の審議会や子ども・子育て会議を活用し
差し支えない。

川越市では、条例により、社会福祉審議会を「地方版子ども・子育て会議」及び「幼保連携型認定こども園に関する審議会」として位置付けています。児童福祉専門分科会では、児童福祉に関する事項の調査審議等、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定に関する意見聴取及び市町村における子ども・子育て支援施策の実施状況についての調査審議等、本市が行う幼保連携型認定こども園の認可等に関しご意見をいただくことなどが会議の主な内容となります。